

○ 産業廃棄物の種類及び具体例一覧

産業廃棄物の種類（法第2条、施行令第2条、第2条の2、第2条の3）

種類	内容	具体例
燃え殻	事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等	廃棄物焼却灰、灰かす、石炭がら、コークス灰、重油燃焼灰、炉清掃排出物等
汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの	①有機性汚泥 下水汚泥、ビルビット汚泥、消化汚泥、製紙スラッジ、活性汚泥等 ②無機性汚泥 めっき汚泥、砕石スラッジ、ベントナイト汚泥、石灰かす、活性炭かす、廃脱硫剤等
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油	潤滑油系廃油、切削油系廃油、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、動植物油系廃油、廃溶剤類、廃可塑剤類、燃料油系廃油、タンカー洗浄排水、タールピッチ類、印刷インキかす等
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液。中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱います。	硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、酢酸、クエン酸、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液、写真漂白廃液等
廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液。中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱います。	石灰廃液、アルカリ性めっき廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、アンモニア廃液、写真現像廃液、か性ソーダ廃液等
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃ペークライト（プリント基盤等）、廃スチロール（発泡スチロールを含む）、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、廃合成皮革、廃合成建材（タイル、断熱材、合成木材、防音材等）、合成繊維くず、（ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む）、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす等
紙くず 【業種指定】	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ②パルプ、紙、紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）に係るもの ③出版業（印刷出版を行うものに限る）に係るもの ④製本業及び印刷物加工業に係るもの ⑤PCBが塗布され、又は染み込んだもの	印刷くず、製本くず、板紙、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、建設現場から排出される紙くず等
木くず 【業種指定】	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ②木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）に係るもの ③パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの ④物品賃貸業に係るリース物品 ⑤貨物の流通のために使用したパレット ⑥PCBが染み込んだもの	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材（工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む）、木材、木製品製造業関係の廃木材、おがくず、パーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、リース事業者から排出されるリース物品（家具、器具等）、貨物流通用パレット（貨物の荷役、輸送又は保管のために単位数量単位で載せる台）等
繊維くず 【業種指定】	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係る天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類） ③PCBが染み込んだもの	畳、じゅうたん、木綿くず、綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、不良くず、落ち毛、みじん、くすまゆ、レーヨンくず等、ロープ、建設現場から排出される繊維くず等
動植物性残さ 【業種指定】	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物に該当）	①動物性残さ（魚・獣の骨、皮、内臓等のあから、ポイルかす、うらごしかす、缶づめ・瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら等） ②植物性残さ（ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぶんかす、豆腐かす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、葉草かす、油かす等）

種類	内容	具体例
動物系固形不要物 【業種指定】	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）	切断くず、裁断くず、ゴム引布くず（廃タイヤは合成ゴムであるため廃プラスチック類）
金属くず		鉄くず、空かん、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、削削くず、研磨くず、ドライ粉、半田かす、溶接かす等
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	「コンクリートくず」は、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く（がれき類に該当）。	①ガラスくず 廃空びん類、板ガラスくず、破損ガラス、アンブルロス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉、ロックウールくず等 ②コンクリートくず 製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず等 ③陶磁器くず 土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、レンガくず、断熱レンガくず、レンガ破片、瓦破片等 ④廃石膏ボード
鉱さい		スラグ（高炉・平炉・転炉・電気炉等の残さい）、キューボラ溶鉱炉のノロ、不良鉱石、不良石灰、鉱じん、鑄物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く）等
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物（もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く）	コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、瓦破片、アスファルトがら、廃スレート等
動物のふん尿 【業種指定】	畜産農業に該当する事業活動に伴って生じた動物のふん尿	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、兎及び毛皮獣等のふん尿等
動物の死体 【業種指定】	畜産農業に係る事業活動に伴って生じた動物の死体	同上の家畜の死体
ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類特措法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、産業廃棄物である紙くず（PCBが塗布され、又は染み込んだもの）、木くず（PCBが染み込んだもの）、繊維くず（PCBが染み込んだもの）若しくは金属くず（PCBが付着し、又は封入されたもの）の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
産業廃棄物処理物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各欄に該当しないもの（法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物）	有害汚泥のコンクリート固型化物 化製場での化製処理により発生した肉肉骨粉
輸入された廃棄物	航行廃棄物（※1）及び携帯廃棄物（※2）を除く	輸入された廃棄物

- ※1 航行廃棄物とは、船舶内にある船員その他の者及び航空機内にある航空機乗組員その他の日常生活に伴って生じたゴミ、し尿その他の廃棄物をいいます。
- ※2 携帯廃棄物とは、入国する者の外国における日常生活に伴って生じたごみその他の廃棄物であって、入国する者が携帯するものをいいます。
- 3 上記に規定する産業廃棄物のうち、石綿を重量比で0.1%を超えて含むものは「石綿含有産業廃棄物」として処理する必要があります。

特別管理産業廃棄物の種類（施行令第2条の4）

種類	関連事業、施設等	具体例
廃油（燃焼しにくいものを除く）	紡績、印刷、香料製造、医薬品製造、石油精製、クリーニング、科学技術研究等	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油 参考 引火点 70℃未満の廃油
廃酸（著しい腐食性を有するもの）	カセイソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、医薬・試薬・農業製造、金属製品製造、石油科学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究等	水素イオン濃度指数（pH）2.0以下の酸性廃液
廃アルカリ（著しい腐食性を有するもの）	同上	水素イオン濃度指数（pH）12.5以上のアルカリ性廃液
感染性産業廃棄物	病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設、試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの）等	感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はそのおそれのある廃棄物で、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等の産業廃棄物（血液の付着した注射針、採血管等※）
ばいじん又は燃え殻及びこれらを処分するために処理したもの	①輸入された廃棄物の焼却施設で発生するものであって、ばいじんには集じん施設で集められたもの（判定基準に適合しないものに限る） ②ダイオキシン類の含有量が1gにつき3ngを超えるもの（判定基準に適合しないものに限る）	
汚泥及び当該汚泥を処分するために処理したもの	輸入された廃棄物の焼却施設で発生する汚泥（廃ガス洗浄施設から排出されたものに限る）であって、ダイオキシン類の含有量が1gにつき3ngを超えるもの（判定基準に適合しないものに限る）	
輸入されたばいじん	集じん施設で集められたもの	
輸入された燃え殻	ダイオキシン類の含有量が1gにつき3ngを超えるもの	
輸入された汚泥	ダイオキシン類の含有量が1gにつき3ngを超えるもの	

※ 紙おむつ・ガーゼ等については、感染性一般廃棄物となります（紙くず・繊維くずには業種指定があり、病院等はこれに該当しないため。）。

特別管理産業廃棄物のうち、特定有害産業廃棄物の種類（施行令第2条の4）

種類	具体例
廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
PCB汚染物	①PCBが染み込んだ汚泥、紙くず、木くず、繊維くず ②PCBが塗布された紙くず ③PCBが付着した廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類 ④PCBが封入された廃プラスチック類、金属くず
PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの ①廃油の場合、試料1リットル中0.5mg ②廃酸又は廃アルカリの場合、試料1リットル中0.03mg ③廃プラスチック類又は金属くずの場合、PCBが付着している、又は封入されていること ④陶磁器くずの場合、PCBが付着していること ⑤上記以外の場合、検液1リットル中0.003mg
指定下水汚泥及び当該指定下水汚泥を処分するために処理したもの	判定基準を超えるアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、シアン化合物、PCB、揮発性有機化合物（11物質）、チウラム、シマジシ、チオベンカルブ、セレン又はダイオキシン類を含むもの
鉛さい及び当該鉛さいを処分するために処理したもの	判定基準を超えるアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素又はセレンを含むもの
廃石綿等	①廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業（建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう）に係るもの（輸入されたものを除く） ②大気汚染防止法第2条第11項に規定する特定粉じん発生施設において生じたもの（輸入されたものを除く） ③輸入されたもの のいずれかであって、飛散するおそれのあるものとして、環境省令で定める次のもの。 ○建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）に用いられる材料であって石綿を吹き付けられたものから、石綿建材除去事業により除去された当該石綿 ○建築物等に用いられる材料であって石綿を含むもののうち、石綿建材除去事業により除去された石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、人の接触、気流及び振動等により前記と同等以上に石綿が飛散するおそれがある保温材、断熱材及び耐火被覆材 ○石綿除去事業において使用されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具で石綿が付着しているおそれのあるもの ○特定粉じん発生施設において生じた石綿で、集じん施設によって集められたもの（輸入されたものを除く） ○特定粉じん発生施設、集じん施設を設置する工場等で使用された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具で石綿が付着しているおそれのあるもの（輸入されたものを除く） ○石綿であって集じん施設によって集められたもの、廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具等で石綿が付着しているおそれのあるもの（事業活動に伴って生じたもので、輸入されたものに限る）
燃え殻又はばいじん及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの	判定基準を超えるアルキル水銀及び水銀（ばいじんのみ）並びにカドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン又はダイオキシン類を含むもの
廃油及び当該廃油を処分するために処理したもの	判定基準を超える揮発性有機化合物（11物質）を含むもの
汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの	判定基準を超えるアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、シアン化合物、PCB、揮発性有機化合物（11物質）、チウラム、シマジシ、チオベンカルブ、セレン又はダイオキシン類を含むもの

※1 特定有害産業廃棄物のうち、有害物質を含む燃え殻、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリ（国内において生じたもの）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの並びに廃油（廃溶剤に限り、国内において生じたもの）及び当該廃油を処分するために処理したものについては、特定の施設等から排出されたものに限られています。
2 揮発性有機化合物（11物質）とは、①トリクロロエチレン、②テトラクロロエチレン、③ジクロロメタン、④四塩化炭素、⑤1・2-ジクロロエタン、⑥1・1-ジクロロエチレン、⑦シス-1・2-ジクロロエチレン、⑧1・1・1-トリクロロエタン、⑨1・1・2-トリクロロエタン、⑩1・3-ジクロロプロペン、⑪ベンゼンをいいます。